

災害時等における日本アマチュア無線連盟京都府支部 の協力に関する協定

京都府（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟京都府支部（以下「乙」という。）は、乙のボランティアによる社会貢献活動の一環として実施する災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他府民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請手続）

第2条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は次に掲げる事項を記載した文書によるものとし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には口頭等によることができる。この場合事後、速やかに文書を送付するものとする。

(1)要請理由

(2)要請内容

(3)履行の場所

(4)履行の期日又は期間

(5)その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとし、また、その必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な限り協力に応ずるものとする。

（災害時等における乙の協力の内容）

第3条 甲が前条第1項に基づき乙に要請する協力の内容については別に定める。

（安全の確保等）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙又は乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するとともに、乙又は乙の会員が円滑に活動できるよう資機材の整備等必要な環境の整備に努めるものとする。

（平常時の甲及び乙の準備）

第5条 乙は、協力を円滑に行うために、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、災害時等における乙の会員間の緊急連絡体制を整備するとともに、毎年

3月31日までに乙の協力可能人員等を甲に連絡しなければならない。

(経費の負担等)

第6条 甲は協定第2条第1項の規定に基づく協力要請を行った場合において、乙又は乙の会員に対する報酬は支払わないものとする。

2 経費の負担等については、次に定めるところによる。

(1)乙又は乙の会員が甲からの協力要請があった活動に従事する地点までの交通手段は甲又は被災地を統轄する市町村が準備するものとする。ただし、甲が指定した集合場所までの交通費等については、甲又は被災地を統轄する市町村は負担しない。

(2)甲からの協力要請があった活動に従事する期間における乙の会員の食糧及び宿泊場所については、原則として、甲又は被災地を統轄する市町村が確保するよう努める。

(3)乙又は乙の会員が甲からの協力要請があった活動に従事するに際して使用する資機材に係る損料その他前2号に定めるもの以外の費用については、原則として甲又は被災地を統轄する市町村は負担しない。

(ボランティア保険)

第7条 甲が乙に協力を要請した場合は、乙は甲の負担でボランティア保険に加入するものとする。

(活動従事者に対する損害補償等)

第8条 第2条第1項の規定に基づき、甲が要請した協力活動に従事した乙の会員がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)又は災害に際し応急措置の業務に従事した者にかかる損害補償に関する条例(昭和38年京都府条例第14号)等の規定に準じて、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償を行うものとする。

(1)当該乙の会員の故意又は重大な過失による場合

(2)当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(3)当該乙の会員等が他の制度等により補償を受ける場合

2 第2条に基づき甲が要請した協力活動に従事した乙の会員がそのため第三者に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

(訓練等)

第9条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 甲は、平素から、災害時等に関する情報の提供その他乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に一年間継続されたものとする。以降、期間満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年 8月 6日

甲 京 都 府

知 事 山 田 啓 二

乙 社団法人日本アマチュア無線連盟京都府支部

支 部 長 橋 本 正